
100年企業を創るための経営支援

SAKURA United Solution が選ばれる理由 相続対策編



相続対策をするには、まずはご自身の現状を把握しご自分の財産がどれくらいあるのか、またそれに対して相続税がいくらかかるのかを知ることが必要となります。

・相続対策の優先順位

1. 相続人の間で争いが起きないようにするための、円満な財産分け（遺産分割）のための対策
2. 無理のない納税（納税資金の確保、物納、延納）のための対策
3. できるだけ税金を安くするため節税対策

また、1次相続だけでなく、2次相続や相続後の相続人の生活等の状況、所有財産の状況等を総合的に考慮して、長期的な判断に基づいた対策が必要となります。

相続対策をするには、まずは財産評価を行い、資産分析をすることが相続税対策の出発点になります。

SAKURA United Solution ではまず所有財産の確認作業を行い、それに対して最適な対策方法をご提案いたします。お気軽に、ご相談ください。

Point 1 SAKURA United Solution にご相談いただくメリット

相続専門家、複数の税理士、国税出身税理士がサポート

SAKURA United Solution では、相続税対応専門部署が、お客様に最適な相続対策をご提案いたします。

また、SAKURA United Solution 内に国税出身税理士を中心とした研究機関 さくら税務実務研究所を組織しております。

通常の会計事務所では対応の難しい高度で難解な税務判断を行うことが可能なため、お客様に最適な節税対策をご提案することができます。

財産評価を行うことで相続税シミュレーションができます。

財産診断サービスで具体的な金額がわかる為、万全の事前対策の提案を行うことが可能になります。専門部署が豊富な実務経験・知識に基づいて行います。

相続税・贈与税専門の税理士が最終チェックを行い評価いたします。

最新の税法で対応

再度の政権交代により相続税は、改正が予定されております。

現時点(25年2月)では詳細が不明な点が多くありますが、全体としては増税方向です。

SAKURA United Solutionでは、相続税対応専門部署が税制改正にも即座に対応しております。

スポット対応も OK です

『顧問契約を変更しなくても大丈夫です』

私どもは、顧問契約とは切り離して考えています。今の税理士との人間関係はそのままに、必要なときに必要なだけのオンデマンドサービスをいたします。安心してご依頼ください。もちろん顧問契約にも対応しております。

(顧問契約がない場合、状況によってはお断りする場合があります。ご了承ください。)

本物の「トータルサポート」がココにはあります

『経営に関するあらゆる問題を解決するのが、本物トータルサポート』です。

経営者の悩みや不安を解決するには、士業と呼ばれる人たちを集めただけではダメです。資金のこと、ITのこと、売上アップのこと、など法律以外の事も相談できなければ、片手落ちです。SAKURA United Solutionには、法律面から支援を行なう各士業『税理士、行政書士、社会保険労務士、弁護士・・・』のほかに、現場の問題を解決する経験豊富な専門のコンサルタントが、お客様を全方位でサポートいたします。

Point 2 こんなお悩みはすぐ相談！

下記に1つでも当てはまったら、『SAKURA United Solution』へどうぞ！

- 相続税の改正の話があり、相続税がかかるか心配
- 生前に節税対策をして相続税を減らしたい
- 財産がどのくらい有るか、知りたい人
- 相続税の納税時に困らないように準備したい
- 将来相続が発生したときに、財産の分け方でもめるのではないかと心配
- 遺産に不動産が多く納税資金がない
- 相続税の節税を考えている
- 万が一の際に残された家族が仲良く生活することができるか心配
- 先祖から受け継がれた財産を守っていききたい
- お子様やお孫様に財産を渡したい

相続税・贈与税についての最新の情報がほしい

相続は早めの対策が重要です

相続税対策は相続開始までの期間が長いほど効果が高く、有効な節税対策が立て易くなります。
相続に関してご不安のある方は早めの行動が一番です。

Point 3 SAKURA United Solution のサービス内容

相続対策

まずは財産評価を行い、現状でどのくらいの相続税がかかるのかを試算いたします。
財産評価に応じ、財産評価報告書を作成し、さまざまなご提案をいたします。

・ご提案例

生前贈与・相続時精算課税制度の活用

配偶者への居住用財産の贈与、子・孫への住宅取得等資金の贈与の活用

効果的な財産分割案

相続税における様々な特例の最大限活用するための既存財産の活用

遺言書の作成・遺産分割協議書の作成などの争族対策

延納や物納制度を利用した納税資金対策

養子縁組の検討・相続財産の評価減などの節税対策

* 簡易財産評価もごさいます。簡単な質問票と固定資産納税通知書を FAX・メールするだけ！！

簡易財産評価でも財産評価報告書を作成、個別面談も行います。